行事カレンダー

Intormation			
月 日	行 事	時間	場所
6/16®	親子ふれあい教室 夜間ヘルスアップ運動教室	受付10:00~10:15 19:00~20:30	母子健康センター 町民体育館
17 🛳	すくすく発達教室	予約制	母子健康センター
18⊕			
19®			
20周			
21⊛			
22®	3~4カ月児・ 9~10カ月児健診	受付13:00~13:20	母子健康センター
23®	精神保健デイケア 夜間ヘルスアップ運動教室	10:00~14:00予約制 19:00~20:30	多目的研修集会施設 町民体育館
24 🎕	ヘルスアップ運動教室	13:30~15:30	多目的研修集会施設
25⊕			
26®			
27周	ママのリフレッシュ教室	受付10:00~10:15	母子健康センター
28⊛	育児教室	受付10:00~10:15	母子健康センター
29⊛			
30⊛	親子ふれあい教室 (ベビーマッサージ教室) こころの相談室 夜間ヘルスアップ運動教室	受付10:00~10:15 13:30~15:30予約制 19:00~20:30	母子健康センター 母子健康センター 町民体育館
7/1@	すくすく発達教室 ヘルスアップ運動教室	予約制 13:30~15:30	母子健康センター 多目的研修集会施設
2±			
3 🗐			
4周	健康相談日	9:00~12:00	母子健康センター
5⊛	3歳児健診	受付13:00~13:20	母子健康センター
6⊛			
7⊛	健康栄養教室 夜間ヘルスアップ運動教室	受付9:30~9:45予約制 19:00~20:30	勤労青少年ホーム 町民体育館
8 🎕	ヘルスアップ運動教室	13:30~15:30	多目的研修集会施設
9±			
10®			
11/9	ママのリフレッシュ教室	受付10:00~10:15	母子健康センター
12®			
13®	3~4カ月児・ 9~10カ月児健診	受付13:00~13:20	母子健康センター
14*	こころの相談室 夜間ヘルスアップ運動教室	10:00~12:00予約制 19:00~20:30	母子健康センター 町民体育館
15 🛳			

ア昭和57年1月1日以後に ③次のいずれかに該当するもの ②延べ床面積が50平方メー ①個人である取得者自らが イ昭和56年12月31日以前に 新築されたもの ル以下であること。 トル以上240平方メート 新築された住宅のうち、 居住するものであること。 条件を満たしていること)

②貸家用共同住宅について

以下であること。

以上240平方メート

ル

以上240平方メート は1区画40平方メートル

以下であること。

年以内にその土地の上に

築していること。

①一戸建住宅については延

ベ床面積50平方メートル

(1)新築住宅

とおりです。

②中古住宅(次のすべての

◇軽減措置を受ける要件 【住宅を取得したとき】

①土地を取得した日からる ①新築住宅用土地(次のいず 宅用の土地に限る)】 き(左記要件に該当する住 在宅用土地を取得したと れかに該当していること) 準に適合する旨の証明が 取得日後6カ月以内に耐 取得日前2年以内または なされていること。 震工事を行い、新耐震基

②土地を取得した日前1年 以内に、その土地の上に ども該当します。 時まで引き続き親が土地 宅を新築した場合(新築 新築した場合のほか、親 と。土地取得者が住宅を 住宅が新築されているこ を所有しているとき)な が土地を取得し、子が住

土地の取得者が住宅を新

@福島県県中地方振興局 ください。 ②中古住宅用土地 ○土地の所有者が土地を取 していること。

県税部不動産所得税チーム **2** 0 2 4 − 9 3 5 − 1 2 5 4 軽減の税額など詳しく 自己居住用の住宅を取得 得した日前後1年以内に 左記までお問い合わせ